

環境計量証明書

No. 3271-1/2

平成30年10月29日

飯山陸送 株式会社 様

長野県長野市アークス13番11号
一般社団法人 長野市薬剤師会
会長 原 澄

平成30年10月17日付けご依頼の検査結果について、下記の通りご報告致します。

依頼者	中野市大字豊津 5015 飯山陸送 株式会社		
採取年月日	平成30年10月17日	依頼年月日	平成30年10月17日
検体種別	放流水	検体内容	
採取場所	飯山陸送株式会社 砒処分場		
採取者	武田 淳志 (所属) 長野市薬剤師会 検査センター		
天候 前日 曇り	当日 曇り	採水時の気温 16.2℃	水温 19.5℃
項目	結果	分析法	
pH	7.8 (21.5℃)	JISK0102-12.1	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.4 mg/l	JISK0102-21	
化学的酸素要求量 (COD)	2.7 mg/l	JISK0102-17	
浮遊物質 (SS)	2 mg/l	環境庁告示第59号付表9	
ヘキサン抽出物質 (鉱物油)	1 mg/l未満	環境庁告示第64号付表4	
ヘキサン抽出物質 (動植物油)	1 mg/l未満	環境庁告示第64号付表4	
フェノール類含有量	0.005mg/l未満	JISK0102-28.1	
銅含有量	0.01 mg/l未満	JISK0102-52.5	
亜鉛含有量	0.01 mg/l未満	JISK0102-53.4	
溶解性鉄含有量	0.01 mg/l未満	JISK0102-57.4	
溶解性マンガ含有量	0.45 mg/l	JISK0102-56.4	
クロム含有量	0.02 mg/l未満	JISK0102-65.1.5	
大腸菌群数	2 個/cm ³	下水試験法	
窒素含有量	33 mg/l	JISK0102-45.2	
燐含有量	0.25 mg/l	JISK0102-46.3.1	
以下余白			
意見			
検査機関	一般社団法人 長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋 (北村)		

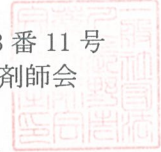
環境計量証明書

No. 3271-2/2

平成30年10月29日

飯山陸送 株式会社 様

長野県長野市アークス 13 番 11 号
一般社団法人 長野市薬剤師会
会長 原 澄



平成30年10月17日付けご依頼の検査結果について、下記の通りご報告致します。

依頼者	中野市大字豊津 5015 飯山陸送 株式会社		
採取年月日	平成30年10月17日	依頼年月日	平成30年10月17日
検体種別	放流水	検体内容	
採取場所	飯山陸送株式会社 砒処分場		
採取者	武田 淳志 (所属) 長野市薬剤師会 検査センター		
天候 前日 曇り	当日 曇り	採水時の気温 16.2℃	水温 19.5℃
項目	結 果		分 析 法
カドミウム及びその化合物	0.005 mg/l未満		JISK0102-55.4
シアン化合物	0.1 mg/l未満		JISK0102-38.1.2 38.2
有機リン化合物	0.1 mg/l未満		環境庁告示第64号付表1
鉛及びその化合物	0.005 mg/l未満		JISK0102-54.4
六価クロム化合物	0.02 mg/l未満		JISK0102-65.2.1
ヒ素及びその化合物	0.005 mg/l未満		JISK0102-61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/l未満		環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀化合物	0.0005mg/l未満 (不検出)		環境庁告示第59号付表2
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.0005mg/l未満		環境庁告示第59号付表3
トリクロロエチレン	0.002 mg/l未満		JISK0125-5.2
テトラクロロエチレン	0.0005mg/l未満		JISK0125-5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/l未満		JISK0125-5.2
四塩化炭素	0.0002mg/l未満		JISK0125-5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/l未満		JISK0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l未満		JISK0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l未満		JISK0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/l未満		JISK0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/l未満		JISK0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.0002mg/l未満		JISK0125-5.2
チウラム	0.003 mg/l未満		環境庁告示第59号付表4
シマジン (CAT)	0.0003mg/l未満		環境庁告示第59号付表5-第1
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.002 mg/l未満		環境庁告示第59号付表5-第1
ベンゼン	0.001 mg/l未満		JISK0125-5.2
セレン及びその化合物	0.002 mg/l未満		JISK0102-67.4
ホウ素及びその化合物	3.7 mg/l		JISK0102-47.4
フッ素及びその化合物	0.33 mg/l		環境庁告示第59号付表6
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	11 mg/l		JISK0102-42.2 43.1.2 43.2.5
1,4-ジオキサン	0.035 mg/l		環境庁告示第59号付表7
備考	・ (不検出) とは、定められた方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
検査機関	一般社団法人 長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		

